

経営者のための法律相談Q&A その35

法律相談を上手に受けるコツ

1 尋ねられたことに答える

法律相談を受けると、ときには、弁護士から、相談内容と関係がなさそうなことを尋ねられ、戸惑うことがあるかもしれない。例えば、あなたはAさんにお金を貸したのに、Aさんは返してくれないといった相談で、弁護士から、「Aさんの勤務先を知りませんか」と尋ねられたりするかもしれない。Aさんからお金を返してもらいたいだけなのに、なんでAさんの勤務先を尋ねられるのだろうか。

弁護士は、相談者からの話を聞きながら、「相談者は、誰に何を請求したいのか」、「これを実現するためには、どのような法的手段があるか」、「この法的手段を採るためには、どのような証拠や情報が必要か」などといったことを考えている。つまり、頭の中で、相談者の抱える問題を法的に解決するストーリーを組み立てているのであり、このストーリーと見込みを弁護士から聞き出す

ことが、法律相談の目的である。先の例でいえば、Aさんの勤務先が分かれば給料債権を差し押さえ得るのであり、そうであれば、訴えを提起することも有力な手段となり得るのであり、また、訴えを提起する前の交渉も有利に進め得るだろうといったことを確認しているのである。弁護士から尋ねられたことに答えていただくことが、法律相談を上手に受けるコツである。

2 立証の重要性を知っておく

ときには、弁護士に信じてもらえていないのではないかといった錯覚に陥ることもあるかもしれない。例えば、あなたはAさんにお金を貸したのに、Aさんは「借りていない」と言っている。Aさんは「借りていない」と言っている以上、借用書などの客観的な証拠がないと民事

裁判で勝つのは難しいなどと嘘つきAさんの肩を持つようなことを言うのである。

裁判所は、時代劇の大岡越前ではなく、主体的に真実を明らかにして、悪者を罰してくれるわけではない。先の例でいえば、民事裁判において、「Aさんにお金を貸した」という事実は、あなたが「証拠」に基づいて証明しなければならず、立証できなければ、「Aさんにお金を貸した」という事実は認められないのである。弁護士は、この厳格な民事裁判のルールを説明しているだけであって、かつしてあなたの言うことを信じていないわけではないことに留意ください。

3 和解を勧めることもある

ときには、「相手方に譲歩したら」などと弱気なアドバイスを受けて、訝しく思うこともあるかもしれない。例えば、あなたはAさんに二〇万円を貸したのに、Aさんは一〇万円しか借りていないと言って返してくれないといった相談で、弁護士から、「相手方に譲歩して一五万円の手を打つよう話し合いを進めてみたら」などと言われることもあるかも

しれない。相談者は二〇万円全額を回収したいのに、なぜ、譲歩を勧めるのだろうか。

争っている当事者が「互いに譲歩して」、その間に存する争いを止めることを約する契約のことを和解というが、事案によっては、民事裁判ではなく、和解で決着する方が相談者にとって合理的である場合がある。先の例でいえば、五万円のために、裁判費用と時間をかけることに経済的合理性があるとは到底言えないだろう。裁判しても敗訴したり回収できなかったりするリスクがある一方、和解で早期に確実に回収する方が賢い選択である。弁護士は、決して弱気なわけではなく、相談者にとって合理的な方法として和解を勧めることがあるのである。

(本稿担当) 福田 浩

弁護士法人あすか 東広島事務所

〒739-0015

東広島市西条栄町10番27号

栄ビル5階

☎ 493-71100 FAX 493-71101

弁護士 福田浩・今田健太郎(東広島主担当)・

上栢裕章・谷脇裕子(東広島主担当)・

中岡正薫・長谷川遠・白鳥俊昭